

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岩 手 銀 行 代表者名 取締役頭取 田 口 幸 雄 (コード番号 8345 東証第一部) 問合せ先 常務取締役総合企画制長 佐々木泰司 (TEL019-623-1111)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である太洋産業株式会社が、平成30年7月9日付で、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じましたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

(1) 商 号 太洋産業株式会社

(2) 所 在 地 岩手県大船渡市大船渡町字野々田5番地1

(3) 代表者の氏名 松岡 章

(4) 資本金 100百万円

(5) 事業の内容 鮮魚、冷凍魚、加工食品の製造及び販売

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額(平成30年7月9日現在)

貸出金2,800 百万円支払承諾見返35 百万円リース債権59 百万円合計2,895 百万円

3. 当該事実が当行の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保・引当金等により保全されていない部分(約 18 億円)につきましては、平成 31 年 3 月期第 1 四半期において引当処理を行います。

なお、平成30年5月11日に公表しました平成31年3月期第2四半期、及び通期の業績予想に変更はありません。

以上